

ID: 1946

担当部署: まちづくり政策課

<b>処分の概要</b>	空家等管理活用支援法人の指定の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	空家等対策の推進に関する特別措置法 第25条第3項		
<b>法令番号</b>	平成26年法律第127号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第25条の規定による。 (監督等)</p> <p>第25条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第23条第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法第25条</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和5年10月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日